

事業所内保育事業所の従業員枠に係る確認手続きについて

平成26年9月11日

事業所内保育事業の従業員枠に係る確認手続きについて

1 . 地域型保育給付に係る確認について

子ども・子育て支援制度では、地域型保育事業者が地域型保育給付を受けるにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく確認(= 給付の対象)を市町村から受ける必要がある。

地域型保育事業については、確認の効力は、確認を行う市町村の区域に居住するに限られ^(1)ており、また、市町村認可事業であることから、事業の所在地市町村以外の市町村が確認を行う際には、当該所在地市町村の同意が必要^(2)とされている。

- 1 施設型給付については、施設の所在地市町村において確認を受けた場合、その効力は全国に及ぶこととなり、近隣市町村による確認は不要。
- 2 所在地市町村と所在地以外の市町村の間の事前協議に基づき、所在地市町村の同意不要としている場合については、この限りでない。

このため、特に、利用する保護者が居住する市町村が様々であって、広域的な利用が見込まれ、かつ、それが高い頻度で変更する可能性が高い事業所内保育事業における従業員枠の利用については、原則通りの運用を行った場合、市町村の事務が繁雑になる可能性がある。

このため、各市町村が効率的な事務を行うことが可能となるよう、その具体的な運用のあり方に関して、検討が必要。

2. 所在地市町村と居住地市町村の間の協議・同意について

所在地以外の市町村は、所在地区市町村と協議、同意を得た上で、確認することが求められる。この際、極力、簡素で効率的な仕組みについて検討することが必要。

【対応案】

パターン1：所在地市町村等において一括して送付する方法

○ 支援法43条1項・4項本文に規定する通り業務を実施する場合、所在地区市町村(以下「A」とする。)にとっては、居住地市町村(以下「B」とする。)からバラバラに確認の協議が来て、その都度、同意を行うことが求められることとなる。(その上、「B」にとっても、事業所ごとに利用定員を定めた上で確認を行うことが求められる)

○ そのため、従業員枠について、事業所内保育事業所(以下「C」とする。)から「A」に「B」の市町村名一覧を提出させ、「A」から当該各「B」に対して、「支援法43条4項ただし書きに基づき、確認の際の同意を不要とすることに同意する」旨の文書を送付する方法が考えられる。

* それぞれの従業員が各「B」において保育の必要性の認定を受けることができることが前提となる。

* 支援法では、協議の上、同意を不要である旨の同意を「A」から得ていれば、「A」による確認をもって、「B」による確認を得られたものとみなすことが可能(支援法43条4項・5項)

* この際、「A」と「B」間の協議が必要とされているが、相手先の一覧を確認していることから、事実上、協議を果たしたものと評価することも可能。(「B」において拒否する場合はこの限りではない)

○ この派生系として、以下のパターンも考えられる。

) 「C」から、「B」に居住する従業員に係る確認申請書・「B」の一覧を受け取り、「B」に対して、確認の際の同意を不要とする旨の文書を添えて送付する方法

) 「A」から「C」に対して「B」による確認について同意する旨の文書を交付し、「C」から確認申請書に添付して送付させる方法

パターン2：都道府県内の各区市町村において事前に同意を得たこととする方法

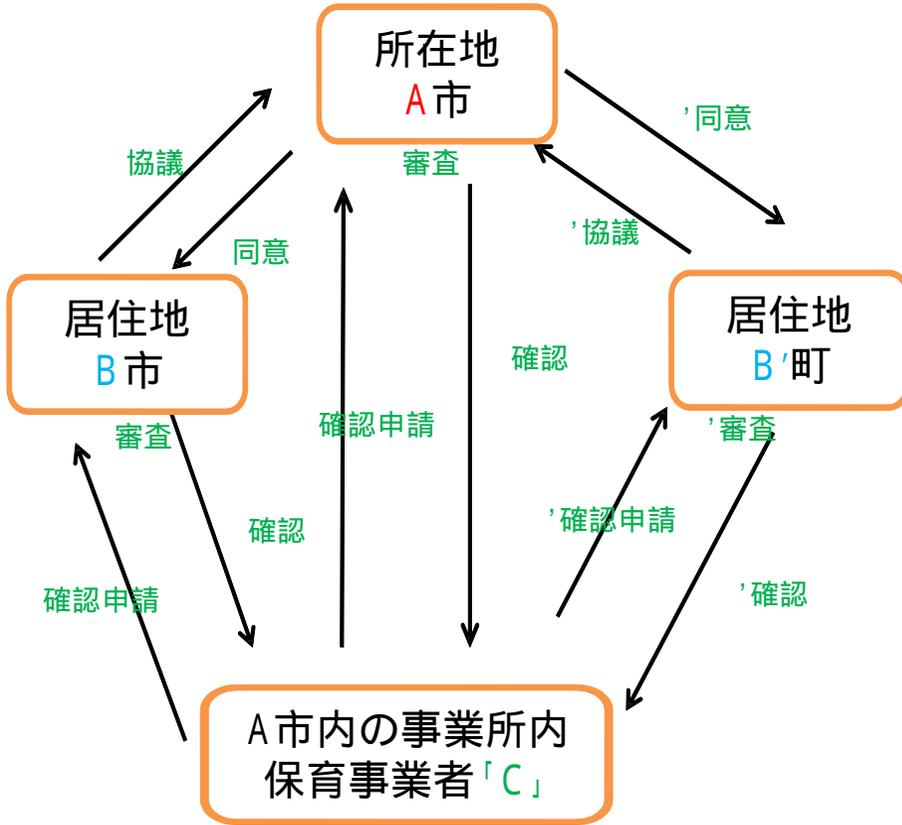
○ 事業計画策定等の広域調整の過程において、都道府県単位で、「C」の従業員枠について、各区市町村が相互に事前同意する旨を取りまとめおく方法も考えられる。この場合、「A」による確認が得られれば、「B」においても確認を得られたものとみなすことが可能となる。

* 特に大都市圏のように、都道府県域をまたぐ利用の取扱いを想定した場合、各都道府県間で更に調整を行うか、又は対応案等を併用することが考えられる。

このパターン1・2に関し、支援法43条4項の運用として、こうした取扱いをして差し支えない旨を通知で示す予定。

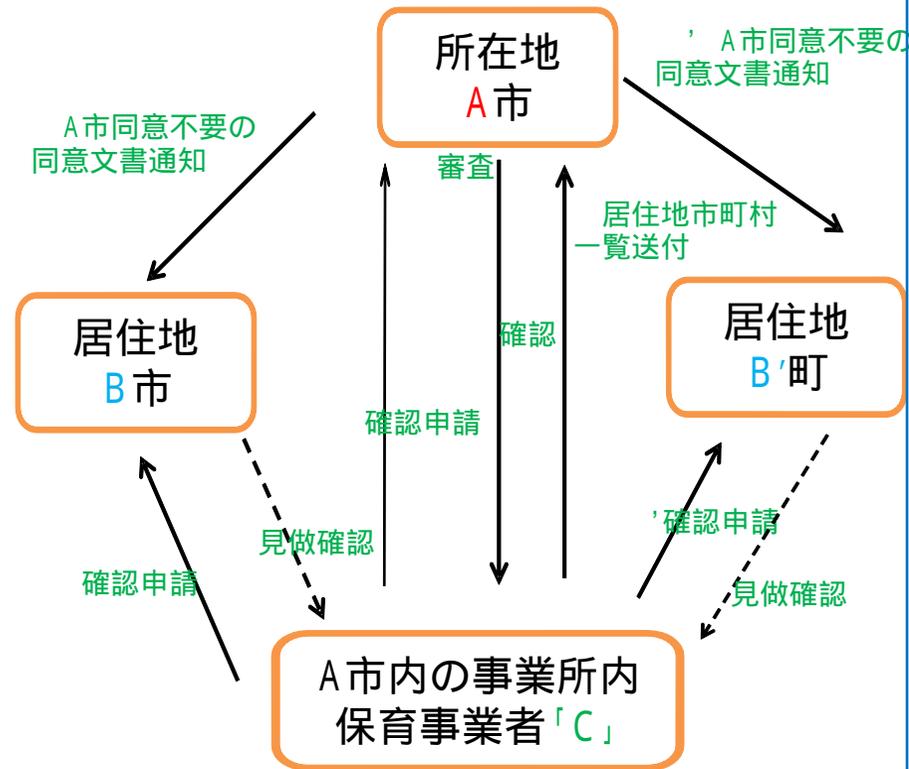
事業所内保育事業の確認手続きの簡素化(パターン1のイメージ)

(原則)



事業者は、入所児童の全ての居住地区市に確認申請が必要(従業員の居住地は広範囲にわたる。)
所在地A市、居住地B市、C町とも審査、確認が必要
居住地B区、C町が確認するにあたっては、所在地同意が必要

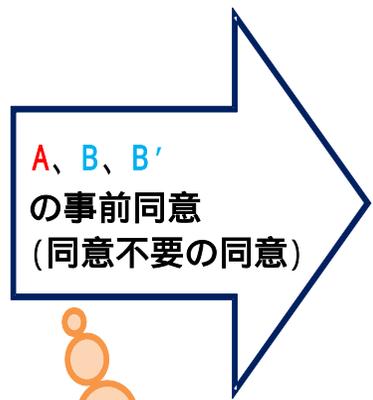
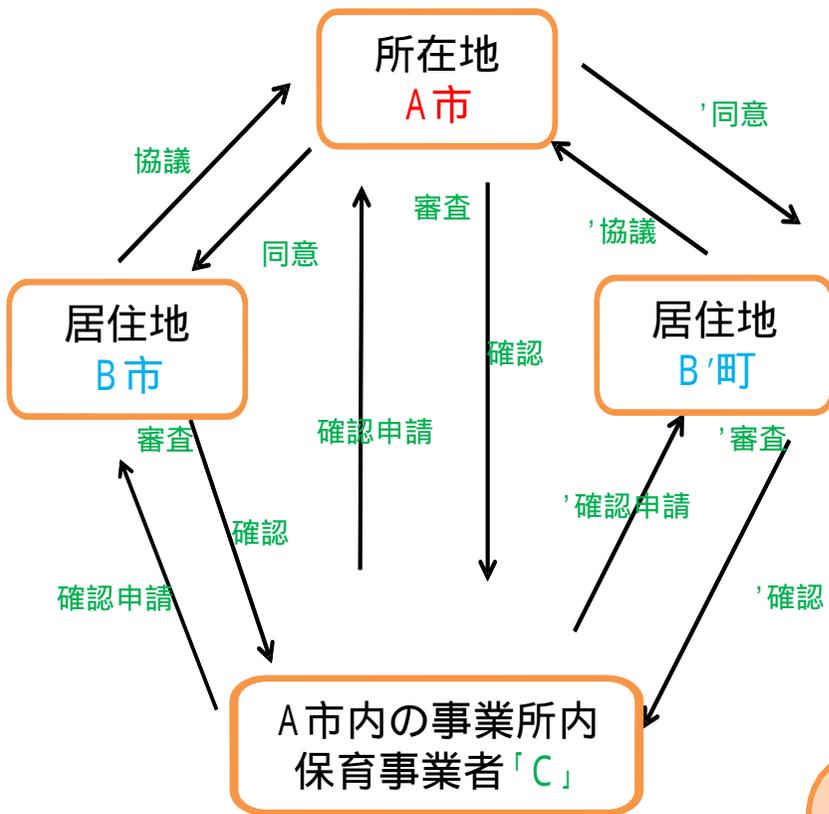
(所在地一括送付の場合)



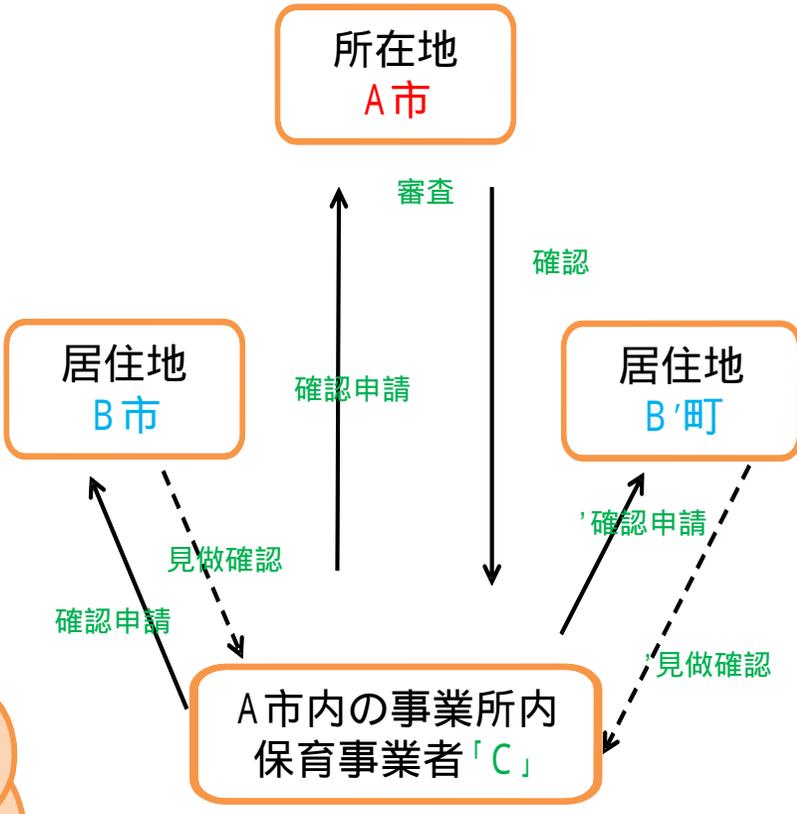
事業者は、所在地A市に従業員の居住地の一覧を送付
事業者は、入所児童の全ての居住地区市に確認申請が必要(従業員の居住地は広範囲にわたる。)
所在地A市が居住地B市、C町に対し、確認に当たりA市の同意が不要である旨の文書を通知
所在地A市が確認したことをもって、居住地B市、C町は、確認したものとみなすことができる。

事業所内保育事業の確認手続きの簡素化(パターン2のイメージ)

(原則)



(事前同意がある場合)



できるだけ多くの市町村の事前同意を得ることでより簡素化が図られる

事業者は、入所児童の全ての居住地区市に確認申請が必要(従業員の居住地は広範囲にわたる。)
 所在地A市、居住地B市、B'町とも審査、確認が必要
 居住地B市、B'町が確認するにあたっては、所在地A市の同意が必要

事業者は、入所児童の全ての居住地市町村に確認申請が必要(従業員の居住地は広範囲にわたる。)
 所在地A市が確認をしたことをもって、居住地B市、B'町は、確認したとみなすことができる。
 事前同意に含まれない居住区市町村については、パターン1の併用が考えられる。

××市が認可を行った事業所内保育所に係る
子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書に基づき××市の同意を不要とする同意書

県××市(以下「甲」とする。)は、甲と 県 市(以下「乙」とする。)の協議の結果に基づき、乙に居住する従業員等の甲に認可された事業所内保育事業所の利用に関し、以下のとおり同意するものとする。

(同意する事項)

第1条 甲は、甲が児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可した事業所内保育事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)について、当該事業所内保育事業所を乙に居住する従業員等が利用するに当たり、子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書に規定に基づき、乙が確認に当たり必要とされる同意を要しないことについて同意すること。

(費用について)

第2条 乙に居住する従業員等が当該事業所内保育事業を利用した際の費用については、甲の地域区分を適用し、乙が負担すること。

(利用者負担について)

第3条 乙に居住する当該事業所内保育事業所を利用する従業員等の利用者負担については、乙で定める額を適用すること。

(その他)

第4条 乙に居住する児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児の利用については、本同意書とは別に改めて協議を行うものとする。

平成 年 月 日 ××市長

県内市町村(以下「市町村」という。)においては、市町村内の一の市町村に認可された事業所内保育事業所の利用に関し、次のとおり相互利用協定を締結する。

(目的)

第1条 市町村は、当該市町村内に認可された事業所内保育事業の従業員等の利用につき、他市町村からの利用につき、本協定をもって、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による確認の手続きを簡素化することにより、地域型保育事業の安定的な運営及び地域における保育の発展に資することを目的とする。

(協定する事項)

第2条 市町村は、市町村内の一の市町村が児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可した事業所内保育事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)について、当該事業所内保育事業所を認可市町村の区域外に居住する従業員等が利用するに当たり、子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書きに規定する事業所内保育事業所の所在地市町村(以下「所在地市町村」という。)と従業員等が居住している市町村(所在地市町村を除く。以下「居住地市町村」という。)が確認に当たり必要とされる同意を要しないことについて同意すること。

第3条 本協定により、子ども子育て支援法第43条第5項に基づき、事業所内保育事業者が申請を行った際に、以下の定める時点以降については、居住地市町村(被申請市町村)による確認があったものとみなすこと。

所在地市町村が子ども・子育て支援法第29条第1項の確認をしたとき 当該確認がされたとき

所在地市町村による第子ども・子育て支援法第29条第1項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該事業所内保育事業を行う者から申請を受けたとき

(費用について)

第4条 事業所内保育事業所の所在地市町村に居住していない従業員等が当該事業所内保育事業を利用した際の費用については、所在地市町村の地域区分を適用し、居住地市町村が負担すること。

(利用者負担について)

第5条 当該事業所内保育事業所を利用する従業員等の利用者負担については、居住地市町村で定める額を適用すること。

(その他)

第6条 市町村内において、児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児については、本協定とは別に改めて協議を行うものとする。

(以下市町村長の署名)

< 参照条文 > 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号八に規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号八に規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 （略）

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時

二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時

6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。